

令和8年8月24日

都道府県下水道担当課長 殿

政令指定都市下水道担当部長 殿

(地方整備局等下水道担当課長経由)

市町村下水道担当課長 殿

(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)

(公 印 省 略)

雨水出水浸水想定区域図の作成・公表について(通知)

令和8年8月13日に千葉県全域にて発生した豪雨では、千葉市を始め多くの地域で内水氾濫による多大な被害が発生しました。降雨規模は、時間最大降雨量が115mmと下水道の計画規模を上回るものであり、下水道施設の増強によるハード対策を加速させるとともに、浸水リスクの住民への周知など、ソフト対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

水防法(昭和24年法律第193号)第14条の2第2項及び第4項においては、下水道施設による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定し、公表することとなっていますが、その作成状況については、作成済みが約800団体、未作成が約300団体※であるとともに、作成済の団体においても約46%が未公表となっています。

ついては、以下の対応をお願いいたします。

※ 既往最大降雨等で雨水出水浸水想定区域図を作成している団体も含む

記

1. 水防法第14条の2第2項及び第4項に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表

①雨水出水浸水想定区域図を作成済みで未公表の団体においては、速やかに公表すること

②未作成の団体においては、次期出水期までに雨水出水浸水想定区域図の作成・公表をすること

なお、都道府県におかれましては貴管内市町村(政令指定都市除く。)に対しても、この旨周知していただくよう合わせてお願いいたします。

○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

（雨水出水想定区域）

第十四条の二 略

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。